

市からのお知らせ

市民課からのお知らせ

住民基本台帳カードは、市外に転出しても継続して利用が可能になります

現在、住民基本台帳カード（以下、カード）をお持ちの方が市外に転出する場合、カードを返納していただいておりますが、平成24年7月9日から、原則として継続利用が可能になります。（対象は、有効期限が2019年4月19日以降のカードです。）

継続利用したい場合、転入届の際に新住所地の市町村窓口でカードをお持ちいただき、カードの暗証番号（既に登録してある4桁の数字）を入力していただけます。

さらに、カードに新住所を記載するなどの手続きが必要になります。

ただし、電子証明書は市外転出により失効しますので、新住所地の市町村窓口であらためて申請が必要になります。



住民基本台帳カード（見本）

自動交付機の停止について

住民基本台帳法の改正に伴うシステム移行作業のため、下記の期間は、終日ご利用いただけません。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく申し上げます。日時／7月7日(土)・8日(日)

問い合わせ／市民課 ☎(43)1117

募集 (財)矢板市育英会 奨学金原資の寄付

(財)矢板市育英会は、健全な心を有し、学業に優れ、かつ身体が強健でありながら、経済的理由により、就学困難な方に奨学金を貸与し、将来社会に貢献しうる有能な人材の育成にあたっています。

これまで、基金の利子や寄付金および奨学金返還金により事業を実施してきました。しかし、経済状況の悪化により奨学金希望者が増加する一方、長引く低金利などによる資金不足のため、大変厳しい運営状況です。

そこで、この事業をご理解いただき、夢と希望の実現のため勉学に燃える奨学生が自立し、自ら学ぶ環境を築けるよう、一人でも多くの方のご支援をお願い申し上げます。

奨学金は、本市出身の高校生、高等専門学校または大学に在学する学生に貸与されます。

問い合わせ／(財)矢板市育英会 (矢板市教育委員会教育総務課) ☎(43)6217

募集 平成24年度体力テスト あなたの体力年齢、測ってみませんか？

日時／6月30日(土) 10:00~11:30

会場／市体育館

内容／ 20~64歳 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅跳び 65~79歳 握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行

参加費／無料

対象／20歳以上

定員／30人 *先着順

必要なもの／運動のできる服装、体育館シューズ、タオル、飲み物など

申し込み方法／6月18日(月)~28日(木)の間に、電話でお申し込みください。

申し込み・問い合わせ／ 生涯学習課 ☎(43)6218

すこやか矢板21シリーズ⑤⑩ 食事をおいしくする言葉 ~6月は食育月間です~

「いただきます」「ごちそうさま」 食事をするとき、あいさつをしていますか？ いろいろな食べ物の命をもらって、私たちは生きています。そして、私たちが食べ物を食べるまでに、野菜を作る人、生き物を育てる人、運ぶ人、料理を作る人…たくさんの人たちのお世話になっています。「いただきます」「ごちそうさま」は食事に関わる命と人への感謝の言葉です。 食べ物を大切に感謝の気持ちで、食事をしてみませんか？ いつもより、もっとおいしくなりますよ。



問い合わせ／健康増進課 ☎(43)1118

猫の室内飼いのススメ！

猫は、十分な餌があり、ストレスが発散できれば、室内飼いが十分可能です。犬とは違い、空間をうまく使えるため、生活のためにあまり広い場所を必要としません。

猫と室内で快適に暮らすために

- 上下運動ができる猫タワーや、たんすなどがあれば良いでしょう。
お気に入りの場所に、安心できる居場所を確保してあげましょう。
猫としっかり遊んで、信頼を深めましょう。
室内飼いの基本は、トイレのしつけ。猫が安心できる場所に専用トイレを用意すると、比較的簡単に覚えます。

室内飼いのメリット

- 鳴き声や糞の問題による近所とのトラブル防止ができます。
交通事故、猫の家出や迷子の防止ができます。
伝染病（猫エイズや猫白血病など）の最大の予防になります。
望まない繁殖による“不幸な命”をつくりません。（不妊・去勢手術を行い、繁殖制限に努めましょう）

問い合わせ／栃木県動物愛護指導センター ☎028(684)5458 市生活環境課 ☎(43)6755

受付中 食品中の放射性物質簡易検査

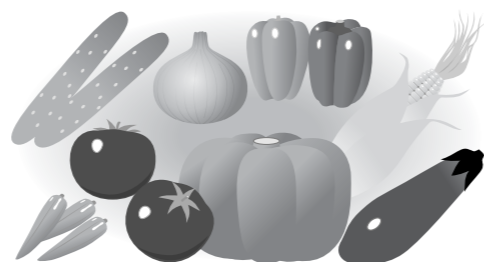
市民の皆さんの健康と消費生活の安定を図るため、6月から市民の皆さんから申し込みのあった食品について、無料で放射性物質簡易検査を実施しています。

検査予約について

受付日／月~金曜日(祝日を除く)

受付時間／8:30~17:15

受付場所／矢板市消費生活センター(生活環境課) ・予約制となりますので、来庁のうえ受付をしてください。(電話予約不可)



※検査予約の時に、検査日時が決定します。検体は検査日にお持ちください。

受付対象者／市内に住所を有している方

検査対象品／一人1回あたり1検体

矢板市消費生活センターで受け付けた消費生活相談に係る一般食品(主に自家消費野菜など)。

ただし、以下のものは検査対象外となります。

- 水、土、落ち葉などの食品以外のもの
県外製造品および原産地が県外のもの
販売・製造元、原材料の産地、採取場所などが不明で汚染原因が特定できないもの
出荷制限などの措置がされているもの

検査結果／毎週火曜日~木曜日の9:30~15:30に検査を実施しています。

検査終了後、ご本人にお知らせするとともに、検体を返却します。

問い合わせ／矢板市消費生活センター(生活環境課) ☎(43)6755

